



はじめてでも安心 北海道岩内町



ふるさと納税ご利用ガイド



2015年から制度が変わり、ますます利用しやすくなった、ふるさと納税。自分には関係のないことと思いませんか？

ふるさと納税は誰でも利用でき、年収が200万円以上あれば節税にもなる、お得な制度です。

始めるなら今でしょう！このご利用ガイドを参考に、**北海道岩内町**をふるさと納税で応援しませんか？

ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、**全国の自治体の中から応援したい自治体を選んで寄附金を送る制度**です。一定額以上の寄附を行うことで、住民税と所得税から控除が受けられます。

また、寄附金を受けた自治体からはお礼の品を受け取ることができるため、利用者・自治体・返礼品登録事業者それぞれにとってメリットがある、**お得な制度**です！

ふるさと納税5つのメリット

メリット1 まちの特産品がもらえる

ふるさと納税では、例えば岩内町に寄附をしていただくと、そのお礼として、

海産物や農産物、お酒など、岩内町の特産品を受け取ることができます。

さらには、**岩内円山温泉郷の旅館(ホテル)**が利用できる**宿泊券**などもあり、岩内町自慢の逸品を自由に選ぶことができます。



メリット2 税金が控除され節税になる

寄附金の一部は確定申告等【最後のページ**ふるさと納税のしかた**をご覧ください】をすることで、その年の所得税と翌年度の住民税が控除され、節税になります。

控除限度額の範囲内であれば**2,000円を超える部分の金額**が控除されるため、寄附金の自己負担は**実質2,000円**で済みます。



メリット3 応援したいまちを選べる

ふるさと納税で寄附できるまちは、**ご自身で自由に選ぶことができます。**

ご自身のふるさとはもちろん、それ以外でも、思い入れのあるまちや応援したいまちなどに**寄附金を届け**、まちのために**活用してもらう**ことができます。



メリット4 寄附金の用途を選べる

ふるさと納税は、まちを選べるだけでなく、**寄附金の使い道を選べることも特徴**です。

岩内町では子育て支援、医療や福祉、地域間交流、岩内らしい郷土を守り未来へ繋げるための活動など、**応援したい用途を選び、寄附金を役立ててもら**うことができます。



メリット5 複数のまちに寄附できる

ふるさと納税は、どこか一つのまちだけでなく、複数のまちに寄附することができます。複数のまちに寄附しても、寄附の合計額が控除限度額の範囲内であれば自己負担は実質2,000円のみで、様々なまちから様々なお礼の品をもらうことができます。

また、確定申告の不要な給与所得者等で、寄附するまちの数が年間5団体以内である場合に限り、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられます。

【まちごとにふるさと納税ワンストップ特例申請書を郵送する必要があります】

ただし、年間5団体を超える寄附をした場合や、確定申告をする必要が生じた場合は、全ての寄附金受領証明書を添えて確定申告しなければ、正しく寄附金控除が受けられなくなるので、注意が必要です。



ふるさと納税の控除限度額

ふるさと納税の寄附金が住民税等の税金から控除される限度額は住民税所得割額の概ね2割程度で、年収や家族構成などにより変わります。

もし、限度額を超えて寄附すると、自己負担額も2,000円を超えます。

給与所得者の方のふるさと納税限度額の目安

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	独身 又は 共働き	夫婦 又は 共働き+子 1人(高校生)	共働き + 子1人 (大学生)	夫婦 + 子1人 (高校生)	共働き+子 2人(大学生 と高校生)	夫婦+子 2人(大学生 と高校生)
200万円	15,000円	7,000円	3,000円	—	—	—
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	—
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円

ふるさと納税を最大限お得に利用するためにも、ご自身の控除限度額を控除金額シミュレーションサイトなどを利用して、しっかりと把握することをオススメします。自営業・個人事業種・年金受給者の方もどうぞ！

<https://iwantai.furumaru.jp/info/simulation.php>



ふるさと納税のしかた How to STEP #1~4

STEP #1

自治体(岩内町)を
選んで寄附を申し込む

- ・ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス等)を活用し、岩内町をお選びください。
- ・TEL0135-62-1011やFAX0135-62-3465でも受け付けしておりますので、ぜひ、ご連絡ください。

STEP #2

寄附金の受領証明書と
お礼の品を受け取る

- ・ふるさと納税をしますと、寄附のお礼として岩内町からお礼の品が贈られてきます。
- ・確定申告の際に必要な受領証明書(ワンストップ特例希望者は更に申請書類等)も発行されます。

STEP #3

確定申告(またはワン
ストップ申請)をする

- ・寄附を行った翌年の3月までに、税務署に必要な書類を提出して確定申告をします。
- ・確定申告不要のワンストップ特例制度もあります。
【年間5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を自治体に郵送することで確定申告が不要になります】

STEP #4

寄附金控除を受ける

- ・寄附金が住民税等の税金から控除される限度額の範囲内でしたら、寄附した金額は自己負担分の2,000円を除き、所得税及び翌年度の住民税より控除されます。

「確定申告」と「ワンストップ特例制度」の違い

	確定申告	ワンストップ特例制度
寄附先の数	寄附先は数に限りがなく、複数自治体に寄附が可能	1年間で寄附先は5自治体まで ※同じ自治体に複数寄附しても1自治体となる
申告(申請)方法	年に一度、税務署に寄附金受領証明書を確定申告書類と一緒に提出	寄附の都度、寄附した自治体に申請書を郵送
税金控除の仕組み	所得税からの控除と住民税からの控除 寄附額 10,000円 控除額 8,000円	住民税からの全額控除 寄附額 10,000円 控除額 8,000円
申告(申請)期限	(申告)寄附を行った翌年の3月15日まで	(申請)寄附を行った翌年の1月10日必着

※確定申告とワンストップ特例制度の併用はできません。ワンストップ特例制度に関わる申請書を郵送後、確定申告に変更する場合、対象となる年に行った全寄附分の控除申請をする必要があります。なお、確定申告の内容が優先されるため、各自治体へ申請方法変更の連絡は必要ありません。

北海道岩内町ふるさと納税のお申し込み・お問合せ

北海道岩内町 総務部総務財政課 ふるさと納税担当
〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台1 3 4 番地 1

TEL 0135-62-1011 FAX 0135-62-3465

岩内町ホームページ(ふるさとチョイス)

http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/?page_id=37979

ふるさと納税サイト(ふるまる)

<https://iwanai.furumaru.jp/products/list.php>



岩内町HP



ふるまる